

情報共有システム利用工事の検査方法(中間検査・完了検査)

本資料は、情報共有システム利用工事の検査について、各ガイドラインから要点を整理したものです。
詳しくは次の箇所に記載されていますので、該当箇所をご確認ください。

愛知県情報共有運用ガイドライン（令和 2 年 3 月）		
P.7	3-3 事前協議	共 3-3
P.24	3-9 工事検査	共 3-9
愛知県電子納品運用ガイドライン（令和 2 年 3 月）		
P.22	4-3 事前協議	電 4-3
P.30	4-7 検査（中間検査・完了検査）	電 4-7
P.45	参考資料 4 検査時の機器構成	電参 4

1 検査の準備

(1)事前協議に基づき、受発注者の分担を確認してください。共 3-3、電 4-3

- ・「電子納品・情報共有 協議チェックシート」の項目 9 にて、電子データによる検査を行うもの、及び検査時の機器について定めがありますので、受発注者で確認してください。
- ・当初の協議結果が実情に合わないときは、適時、協議によりチェックシートの内容を見直してください。

(2)電子データは、受注者のパソコンにダウンロードして準備してください。共 3-9、電 4-7

- ＜電子データで検査するもの＞
 - 工事写真、図面（出来形図及び完成図）
 - 工事打合簿（段階確認、施工状況把握及び材料確認報告書を含む、施工計画書を除く）
- ※受注者が自主的に印刷物を準備することは妨げないが、発注者が印刷物の準備を要求してはいけません。

(2)紙提出の資料は、紙のまま簡易製本等で準備してください。電 4-7

- ＜紙により検査するもの＞
 - 施工計画書、その他帳票類（出来形・品質管理図表）
 - 工事打合簿のうち、紙で提出したもの（カタログ、証明書、個人情報等）
- ※事前協議で電子納品対象と定めたものは、電子データで検査することとし、紙資料は不要です。

(3)検査時のパソコン及び外付けモニタは2組が基本です(1組でもよい)。共 3-9、電参 4

- ・パソコン及び外付けモニタは 2 組（写真用+文書・図面用）用意します（建設事務所で検査を行う場合、外付けモニタ 1 台は発注者準備とするほか、必要に応じて発注者のパソコン 1 台を併用してもよい）。
- ・モニタの表示切替により、パソコン本体とモニタを並べて見比べできれば 1 組としてもよい。ただし、大規模な工事では、効率的な検査のため 2 組体制を検討してください。

(4)必要に応じて、電子データの一部を印刷できるよう準備してください。電参 4

- ・建設事務所での検査時は、監督員のパソコンから事務所のプリンタを使用します。検査に用いる電子データは、いつでも監督員のパソコンで印刷できるよう、情報共有システムに登録するなど準備しておいてください。
- ・現場事務所等での検査時は、必要に応じてプリンタの利用ができるよう準備しておいてください。

2 書類検査

(1)検査員は、システムで事前に電子データを確認できます。共 3-9

- ・検査の効率的な実施のため、検査員は事前に情報共有システムで電子データを確認することができます。

(2)電子データは、受注者パソコンで検査します。共 3-9、電 4-7

- ・完了検査では、監督員がシステム承認した電子成果品を、受注者がパソコンにダウンロード（[納品物等を作る]機能）したものをを用いて検査を行います。受注者は、使い慣れた電子納品支援ソフトウェアを使用してください。
- ・中間検査（出来形検査等を含む）では、（電子成果品の形態ではなく）情報共有システムから受注者がダウンロード（[共有書類・検査支援]の[一括ダウンロード]機能）したものをを用いて検査を行います。
- ・原則として、検査時は情報共有システムを使用しません（通信速度により非効率となる場合があるため）。
- ・検査の都合により印刷物が必要となったときは、検査場所（建設事務所、現場事務所等）にあるプリンタで、必要最小限の範囲について、検査員が印刷を指示します。

(3)紙資料は、紙資料のまま検査します。電 4-7

- ・紙資料は紙のまま検査を行います。

3 実地検査(現場) 電参 4

(1)実地検査には次の書類を持参します。

- ・施工計画書、出来形品質管理資料、その他検査員から指示のあったもの。

(2)電子成果品の一部を持ち出す場合、検査時に印刷を指示します。

- ・電子成果品の一部を紙資料で持ち出す場合は、受注者が印刷物を事前準備するのではなく、検査員の指示に基づき検査会場のプリンタで監督員または受注者が印刷してください。

(3)書類検査に用いた受注者パソコン等は、できるだけ携行してください。

- ・ペーパーレス化推進のため、書類検査に用いたパソコンを実地検査に持ち出し、現場でも電子データを確認できるように努めてください。
- ・屋外での視認性に優れる機器等があれば積極的に活用してください。
- ・とくに、出来形管理資料を電子納品とした場合は、実地検査にパソコン等を必ず携行してください（現場状況により計測箇所が増えた場合の対応を効率化するため）。

※ご注意：本資料はガイドラインの理解を補助するための参考資料です。